分別収集計画

令和7年8月

長 岡 京 市

長岡京市分別収集計画

1	. 計画策定の意義	2
2	. 基本的方向	2
3	. 計画期間	3
4	. 対象品目	3
5	. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)	3
6	. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)	4
	(1) 牛乳パックリサイクル事業	4
	(2) 環境美化推進モデル事業(エコタウン推進事業)	4
	(3) 資源化リサイクル推進事業	4
	(4) 啓発事業	4
7	. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の[<u>X</u>
	分(法第8条第2項第3号)	5
8	. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定	定
	する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	6
9	. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイク	レ
	法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10	0. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	8
11	1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	9
12	2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	. 14
	(1)廃棄物減量等推進員	. 14
	(2)排出指導の徹底	. 14
	(3)集団回収の促進	. 14
	(4)量販店等の資源化推進事業	. 14
	(5) エコタウン推進事業	. 14
特	記事項	. 15
	1. 乙訓環境衛生組合におけるリサイクル体系	. 15
	2. 第5項:排出量見込み(潜在量)について	. 16

分別収集計画

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄(大量リサイクル)に支えられた社会経済システム・ライフスタイルを根本的に見直し、循環型社会形成に向けた取り組みを推進していく必要がある。

本市は、令和4年3月に新たな一般廃棄物処理基本計画を策定し、令和18年度には令和元年度比でごみの総量を11%削減するとともに、再生利用率を9ポイント増加させることを目指しており、目標達成のためには社会を構成する市民・事業所及び行政等、全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、協力体制のもと履行していくことが重要である。

廃棄物処理は、隣接する乙訓2市1町で構成する一部事務組合の乙訓環境衛生組合で行っている。最終処分場である埋立地問題は、全国的に各行政の抱える課題となっており、廃棄物排出量が減少傾向にある本市においても最終処分場の延命を図るため、引き続きごみの減量のための取組が必要である。

このような状況のなか、本計画は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「法」という)第8条に基づいて、一般廃棄物の中で大きなウエートを占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割や具体的な推進方策を明確にするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の排出抑制、減量化の推進、最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化等が図られ、循環型社会の形成に寄与するものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を下記に示す。

- ・ごみ排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となって取り組む、環境負荷の低減による環境にやさしい社会づくり
- ・ごみの減量化、資源化を行うことにより、最終処分場の延命を図る

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5か年間とし、令和10年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器 (無色、茶色、その他)、ペットボトル、プラスチック製容器包装、飲料用紙製容器、段ボールを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

(単位:t/年)

年度項目	8年度	9年度	10年度	1 1 年度	12年度
容器包装廃棄物	3, 303. 54	3, 297. 87	3, 306. 07	3, 314. 95	3, 312. 28

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、 市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

また、廃棄物減量等推進員会議を設置し、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果等に関する調査、研究を行い、積極的な啓発活動に取り組んでいく。

(1) 牛乳パックリサイクル事業

市庁舎玄関の他、市内のスーパーマーケット等、牛乳パックの回収ボックスを自主的に設置 している所が多数ある。市で回収された牛乳パックはリサイクル施設へ引渡している。今後も 回収拠点の増設に努めていく。

(2) 環境美化推進モデル事業 (エコタウン推進事業)

環境にやさしいまちづくりを実践するため、地域自治会等で行う分別収集整理事業に対して 助成・支援を行い、環境への負荷の少ないまちづくりを推進する。

(3) 資源化リサイクル推進事業

自治会、町内会、子ども会等民間団体や地域住民で自主的に活動する団体が、市に登録し、 古紙等資源物の回収を行っている。その集団回収に対して助成・支援を行い、資源のリサイク ルを促進していく。また、市役所や中央公民館に古紙等拠点回収場所を設け、市内在住者・市 内事業所からの排出を可能としている。

(4) 啓発事業

① 広報等による啓発

分別収集に適正な排出方法の啓発及び指導、水切り袋の活用等ごみの減量を広報紙・ホームページ・ごみ減量のしおり・ごみお知らせアプリ等によって啓発していく。

② 環境学習会の実施

出前講座、保育所及び小学校の環境学習等、環境に関する各種学習会を実施することにより、地域住民の環境意識の向上に努める。

③ 廃棄物減量等推進員による取組

廃棄物減量等推進員は、市と自治会・事業所等などのパイプ役で地域・事業所のリーダーとしての役割を果たすべく、座学研修や管外研修に参加しごみ減量に対する知識を深め、 その知識をそれぞれの地域・事業所に還元し、廃棄物減量を啓発する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集 に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材等及び乙訓環境衛生組合の選別施設を勘案し、収 集に係る分別の区分は下記右欄のとおりとする。

なお、飲料用紙パック、段ボールについては、市拠点回収や集団回収により自主回収ルートで再資源化を図ることとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分		
主として鉄製の容器	スチール缶		
主としてアルミ製の容器	アルミ缶		
主として ガラス製 の容器 本色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他ガラス製容器	無色ガラスびん 茶色ガラスびん その他ガラスびん		
主としてポリエチレンテレフタレート(PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てん するためのもの	ペットボトル		
主としてプラスチック製の容器包装であって上 記以外のもの	その他プラスチック		
主として紙製の容器であって、飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミが使用されているものを除く)	飲料用紙パック		
主として段ボール製の容器	段ボール		

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

(単位:t/年)

									(十)近,6/十/		
	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度		
主としてスチール製の容器	47.	. 87	47.	47. 78		47. 90		48. 03		47. 99	
主としてアルミ製の容器	77. 12		76.	99	77.	. 18	77.	. 39	77. 32		
無名のガラフ制宏明	178	. 98	178	. 67	179	. 12	179	. 60	179	. 46	
無色のガラス製容器	_	178. 98	_	178. 67	-	179. 12	_	179.60	_	179. 46	
茶色のガラス製容器	97.	30	97.	13	97.	. 37	97.	63	97.	. 56	
然色のカノへ製谷品	_	97. 30	_	97. 13	_	97.37	_	97.63	_	97. 56	
その他のガラス製容器	97.	29	97.	12	97.	. 36	97.	62	97.	. 55	
ての他のカノへ表合命	61.66	35. 63	61.55	35. 57	61. 70	35. 66	61.87	35. 75	61.82	35. 73	
主として紙製の容器であっ											
て飲料を充てんするための											
もの(原材料としてアルシニウム	-		-		-		_		_		
が使用されているものを除											
<)											
主として段ボール製の容器			_		_		_		_		
包装											
主として紙製の容器包装で	_		_		_		_		_		
あって上記以外のもの	-	_	-	_	-	-	-	-	_	_	
主としてポリエチレンテレフタレート(P	180	. 76	180. 44		180. 89		181. 38		181. 23		
ET)製の容器であって飲料											
又はしょうゆその他主務大	_	180. 76	_	180. 44	_	180. 89	_	181. 38	_	181. 23	
臣が定める商品を充てんす		100.70		100.44		100.03		101. 50		101. 25	
るためのもの											
主としてプラスチック製の容器包	590	. 19	589	. 18	590	. 65	592	. 23	591	. 75	
装であって上記以外のもの	590. 19	-	589. 18	-	590.65	-	592. 23	-	591. 75	-	
(うち白色ト	-	-	-	- -	-	-	-	-	-	-	
レイ)	_	-	-	-	-	-	-	-	-	_	

※各品目の2段書き分・・・左欄(引渡量)・右欄(独自処理量)

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務法令で定める 物の量の見込み

=分別基準適合物の原単位×人口推計

また、令和12年度までの人口推計は、令和7年7月現在微増傾向にあることから、長岡京市人口ビジョン(平成28年2月)における将来人口推計を補正し、次のとおり算定した。

(単位:人)

8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
81, 994	81, 853	82,057	82, 277	82, 211
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
(△0. 170%)	(△0.172%)	(0. 249%)	(0. 268%)	(△0.080%)

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物のうち、缶 (スチール・アルミ)、ガラスびん (無色・茶色・その他)、ペットボトル、その他プラスチック、飲料用紙パック、段ボールの9品目について現行の収集体制を活用して行う。

なお、飲料用紙パック、段ボールについては、市拠点回収や自治会及び市民団体が集団回収を 実施し、民間業者による再資源化が図られている。

分別収集の実施主体は、以下に示すとおりである。

分別収集の実施主体

	容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金	スチール製容器	スチール缶		
金属	アルミ製容器	アルミ缶		
	無色のガラス製容器	無色ガラスびん		
ガラス	茶色のガラス製容器	茶色ガラスびん	市による定期収 集	乙訓環境衛生組合
	その他のガラス製容器	その他ガラスびん		
プラス	ペットボトル	ペットボトル		
チック	プラスチック製容器包装	その他プラスチック		
	金 松 田紅制 宏 思	金型田紅パッカ	店頭拠点回収	
紙	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	市拠点回収	民間資源
紙類	段ボール	段ボール	集団回収	回収業者
	+X小 -/レ		市拠点回収	

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別収集した缶 (スチール・アルミ)、ガラスびん (無色・茶色・その他)の容器包装廃棄物は、 乙訓環境衛生組合のリサイクルプラザで選別、圧縮、梱包、保管を行う。一方、ペットボトル及 びプラスチック製容器包装廃棄物については同組合のプラプラザにおいて、選別、圧縮、梱包、 保管を行う。

なお、飲料用紙製容器、段ボールについては、市拠点回収や集団回収方法により民間業者が再 資源化を行っている。

分別収集の用に供する施設計画

	分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集容器	収集車	中間処理	
缶類	スチール	鉄製コンテナ	2 t/	乙訓環境衛生組合	
<u>類</u>	アルミ	及び折畳容器	パッカー車	(リサイクルプラザ)	
	無色ガラス				
びん類		プラスチック製 コンテナ	2 t / ダンプトラック車		
類		<i>1</i> 2))	タンノトノツク単		
プラスチック	ペットボトル	ペット樹脂製 折り畳み容器	2 t / パッカー車	乙訓環境衛生組合 (プラプラザ)	
プラスチック製容器包装	その他プラスチック 製容器包装	ペット樹脂製 折り畳み容器	2 t / パッカー車		
糾	飲料用紙製容器		回収	足期次循同心类耂	
紙 類	段ボール		回収 5回収	民間資源回収業者	

分別収集に必要な施設計画(その1)

【排出段階】

施設の種類	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類、量等	施設	等の仕様(形状、形式、 、数量等)及び整備計画	管 理 主体等	参考欄
1排出容器					
①箱型	a 缶	〈仕様〉	折畳容器	市	昭和53年11
折畳容器ペット樹	(スチール、アル	材質	ペットボトル再生樹脂		月から分別収集
脂製	ミ缶を分別収集)	容量	3430		開始
		容器	1個の有効外寸		
			$700 \text{ mm} \times 700 \text{ mm} \times 700 \text{ mm}$		
		数量	収集ステーション1カ所あ		
			たり4~6個		
②箱型	b ガラスびん	〈仕様〉	コンテナ (3色)	市	同 上
プラスチックコン	(無色、茶色、そ	材質	ポリプロピレン		
テナ	の他色を分別収	容量	46. 70		
	集)	コン	テナ1個の有効外寸		
			$521 \text{ mm} \times 363 \text{ mm} \times 308 \text{ mm}$		
		数量	収集ステーション1カ所あ		
			たり5~10個		
③箱型	c ペットボトル	〈仕様〉	折畳容器	市	平成11年4月
折畳容器ペット樹		材質	ペットボトル再生樹脂		から分別収集開
脂製		容量	3430		始
		容器	1個の有効外寸		
			$700 \text{ mm} \times 700 \text{ mm} \times 700 \text{ mm}$		
		数量	収集ステーション1カ所あ		
			たり3~4個		
④ 箱型	d その他プラス	〈仕様〉	折畳容器	市	平成13年4月
折畳容器ペット樹	チック	材質	ペットボトル再生樹脂		から分別収集開
脂製		容量	3430		始
		容器	1個の有効外寸		
			$700 \text{ mm} \times 700 \text{ mm} \times 700 \text{ mm}$		
		数量	収集ステーション1カ所あ		
			たり 10~20個		
2集積場所	a∼d	資源	物専用集積ステーション	市	
		利用			
		市内統	約200箇所		

※ 同施設計画は、市が管理主体となる施設計画である。

分別収集に必要な施設計画(その2)

【運搬段階】

	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類、量等	施設等の仕様(形状、形式、	管 理 主体等	参考欄
1 専用車両 ①資源回収用 パッカー車	a 缶	〈仕様〉 形状:最大積載量 2,000 ㎏ 数量:3台	市	昭和53年11 月から分別収集 開始
	b ガラスびん	<仕様> 形状:最大積載量 2,000 ㎏ 数量:4台	市	同上
③資源回収用 パッカー車	C ペット ボトル	〈仕様〉 形状:最大積載量 2,000 ㎏ 数量:2台	市	平成11年4月 から分別収集開 始
④資源回収用 パッカー車		〈仕様〉 形状:最大積載量 2,000 ㎏ 数量:3台	市	平成13年4月 から分別収集開 始
⑤排出容器運搬用 ダンプトラック車 (パワーゲート付)		<仕様> 形状:最大積載量 2,000 ㎏ 数量:6台	市	昭和53年11 月から分別収集 開始

[※] 同施設計画は、市が管理主体となる施設計画である。

分別収集に必要な施設計画(その3)

【中間処理段階】

容器	2名装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	中間処理施設
缶	スチール	スチール缶	
Щ	アルミ	アルミ缶	リサイクルプラザ
ガ	無色ガラス		資源化施設 選別圧縮保管
ガラスびん	茶色ガラス	ガラスびん	送加工相体自
λ	その他ガラス		
プラ	ペットボトル	ペットボトル	プラプラザ
プラスチック	その他プラスチッ ク製容器包装	その他プラスチック	資源化施設 選別圧縮梱包保管

- ※ 同施設計画は、市が管理主体となる施設計画である。
- ◆ プラプラザ施設 長岡京市勝竜寺下長黒1-1番地
- ◆ リサイクルプラザ施設 乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番地

乙訓環境衛生組合の構成市町は、ごみの収集に関して、現在は次の10種類(①~⑩)に分けて、分別収集を実施している。

なお、容器包装廃棄物に係る分別収集は、資源物として収集する。

① 可燃ごみ 紙類、厨芥、草木類等可燃物

②粗大ごみ 木材類、家具、家電製品(家電5品目を除く)、金属製家具、自転車等

③缶類 スチール缶、アルミ缶

④びん類 ガラスびん(茶色、無色、その他の色)

⑤その他不燃物 金属類、ガラス類、陶磁器類等

⑥ペットボトル

⑦その他プラスチック

⑧スプレー缶・カセットボンベ

⑨筒型乾電池

⑩蛍光灯

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進め、分別収集計画が実効あるものとするために、次の取り組みを進める。

(1) 廃棄物減量等推進員

自治会、一般市民、事業所からの委員で構成された廃棄物減量等推進員を設置し、市民が主体となったごみ減量啓発キャンペーン等ごみ減量施策及びリサイクル活動を推進する。

(2) 排出指導の徹底

シルバー人材センターの人員を活用して実施している分別排出指導と合わせ、自治会等市民 団体と協力し、適正排出指導についての継続的な取り組みを行う。

(3)集団回収の促進

地域活動の一環として、自治会・子供会及びその他市民団体が実施している古紙等集団回収 事業に対しての支援を今後においても継続実施していく。

(4) 量販店等の資源化推進事業

量販店に廃棄物の削減、再生品の購入促進を促す。また、レジ袋等過剰包装の削減協力を販売店と消費者である市民に訴える。

(5) エコタウン推進事業

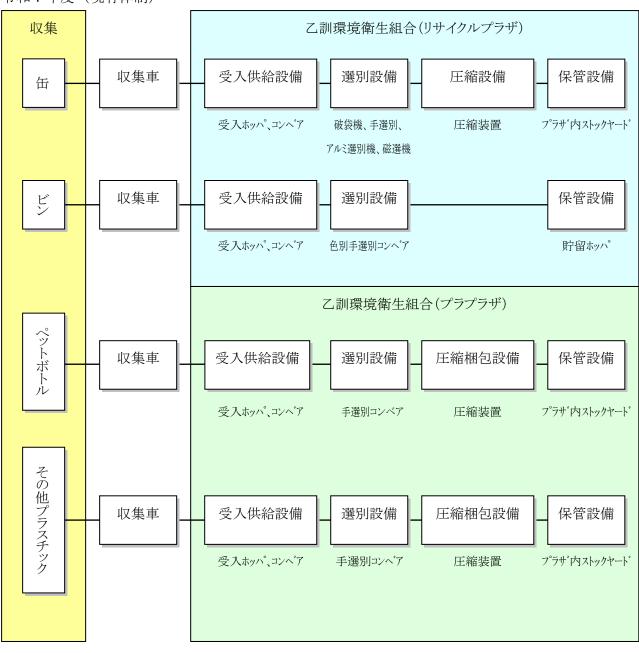
排出指導、集団回収、アルミ缶リサイクル回収など地域美化運動及び学習会等を行うことに対しての助成・支援を行い、環境への負荷の少ないまちづくりを推進する。

特記事項

1. 乙訓環境衛生組合におけるリサイクル体系

資源回収に関する収集処理の流れは次のとおりである。

令和7年度(現有体制)



2. 第5項:排出量見込み(潜在量)について

長岡京市では、一部事務組合の乙訓環境衛生組合との共同作業により、ごみ減量とごみの資源化を推進し、現在の分別収集を進めていくこととする。ごみ量の予測は直近年度の実績により、人口推計、ごみ原単位を基に令和12年度までの将来数値を算定した。

なお、容器包装廃棄物排出量の見込みについては、令和7年5月に環境省より資料提供された、「市町村分別収集計画策定の手引き」(十一訂版)に示されている「表2-3-1ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率」五か年平均の構成割合を採用した。

※ 参 考 乙訓2市1町の人口:15万5,000人に係る容器包装廃棄物量 資料1 第11期 分別収集計画量算出表(令和8年度~令和12年度予測量)

ごみ排出量に占める容器包装廃棄物量

(単位:t)

種類区分/年度		構成割合	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	廃棄物排出量 (粗大ごみを除く)	100%	12,985.63	12,963.31	12,995.60	13,030.47	13,019.98
缶	スチール	0.70%	90.90	90.74	90.97	91.21	91.14
— 山 —	アルミ	1.36%	176.60	176.30	176.74	177.21	177.07
ガ	無色ガラスびん	1.90%	246.73	246.30	246.92	247.58	247.38
ガラスびん	茶色ガラスびん	1.48%	192.19	191.86	192.33	192.85	192.70
<i>k</i>	その他ガラスびん	0.06%	7.79	7.78	7.80	7.82	7.81
プラスチック	ペットボトル	2.50%	324.64	324.08	324.89	325.76	325.50
チック	その他プラスチック製容器包装	9.52%	1,236.23	1,234.11	1,237.18	1,240.50	1,239.50
	飲料用紙製容器	0.52%	75.32	75.19	75.37	75.58	75.52
紙類	段ボール	4.22%	547.99	547.05	548.41	549.89	549.44
	その他紙製容器包装	3.12%	405.15	404.46	405.46	406.55	406.22
	容器包装廃棄物量	24.86%	3,303.54	3,297.87	3,306.07	3,314.95	3,312.28

令和7年度 第11期 分別収集計画 京都府長岡京市

(環境経済部環境業務課ごみ減量推進担当) 〒617-8501 京都府長岡京市開田1丁目1-1 ℡(075)951-2121(代表)